株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令

株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十四号を次のように改める。

二十四　独立行政法人労働者健康安全機構

附　則

この命令は、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○内閣府　財務省　農林水産省令第一号

農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六十条の三第一項の規定に基づき、農水産業協同組合貯金保険法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　森山　**裕**

農水産業協同組合貯金保険法施行規則の一部を改正する命令

農水産業協同組合貯金保険法施行規則（昭和四十八年大蔵省農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「含む」の下に「。次条第一項第三号において同じ」を加える。

第二十二条の二の見出し中「決済用貯金」を「貯金等」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第六十条の三第一項に規定する主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　支払対象貯金等（法第五十六条の三第一項第一号に規定する支払対象貯金等をいう。第四号において同じ。）に係る保険金の支払又はその払戻しを円滑にできるようにするために、農水産業協同組合が機構から貯金等に係る債権に関するデータを受け取つた後、速やかに当該データを貯金等の払戻しを行つている電子情報処理組織（農水産業協同組合の電子計算機と当該農水産業協同組合又は他の農水産業協同組合その他の金融機関の現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第三項において同じ。）において処理することができるようにするための措置

二　前号のデータを用いずに支払対象決済用貯金の払戻しを行うことができるようにするための措置

三　機構が示す様式に従つて保険事故が発生した後の貯金等の変動に係るデータを機構が指定する磁気テープをもつて作成し、又は当該データを電子情報処理組織を利用して、速やかに機構に提出することができるようにするための措置

四　貯金者等に対する債権と支払対象貯金等との相殺、貯金等債権の買取りその他の必要な業務を円滑に行うことができるようにするための措置

第二十二条の二第二項中「前項に規定する」を「前項第一号の」に、「のうち、当該貯金者等が当該貯金口座に有する貯金に係る債権の全額が」を「につき、」に、「貯金口座と、当該貯金口座以外の貯金口座を判別するために必要となる」に改め、同条第三項中「貯金」を「貯金等」に、「第一項」を「第一項第一号」に、「同項」を「同号」に、「若しくは」を「又は」に、「以下この条」を「第三項」に改める。

附　則

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○内閣府　文部科学省　厚生労働省令第一号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第二項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　馳　浩
厚生労働大臣　塩崎　恭久

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令

内閣府　文部科学省　厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「及び附則第三条」を「、第三条及び第五条から第八条まで」に、同条第二項中「次条及び第三条において」を「以下」に改める。

第五条第三項の表備考第一号中「。以下この号」の下に「及び附則第六条」を加える。

附則に次の四条を加える。

（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

第五条　園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第五条第三項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が一人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち一人は、同項の表備考第一号の規定にかかわらず、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。

第六条　第五条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもつて代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第七条　一日につき八時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第五条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもつて代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第八条　前二条の規定により第五条第三項の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもつて代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

附　則

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。